

## 《施設の概要》

種 別	幼保連携型認定こども園
名 称	養父市立伊佐こども園
所 在 地	兵庫県養父市八鹿町浅間 1256-5
連 絡 先	電話：079-662-2528（第2園舎 079-663-2786） FAX：079-662-2528
施 設 長	村崎 富美子（7年2月1日現在）

### 1. 利用定員（R7年2月1日現在）

年齢区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合 計
1号				1	1	2	4
2・3号	3	6	11	11	10	10	51
合 計	3	6	11	12	11	12	55

※利用定員は、年度ごと見直し、変更することがあります。

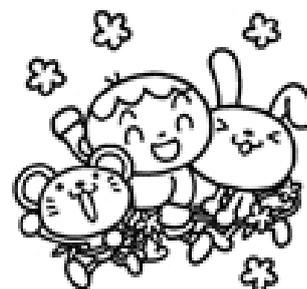
### 2. 職員の状況（R7年2月1日現在）

職 種	常 勤	非常勤	内 容
施設長（園長）	1人		園の総括を担当
主任保育教諭	1人		園長を補佐し、保育教諭等の指導を担当、保育教諭を兼務
保育教諭（士）	7人	3人	クラス担任や特別保育事業などの担当として、教育・保育を実施
調 理 員	2人	人	給食や手作りおやつの調理、食育等を担当
園医・薬剤師			内科医(1)・歯科医(1)・薬剤師(1)を委嘱し、園児の健康診断や環境調査等を実施
保 育 補 助		2人	保育の実施に必要な雑務等、保育教諭の補助を担当
園 務 員		1人	園の運営に必要な事務や雑務等を担当
バス運転手		1人	送迎バス運転

※職員数は、園児の状況により変更することがあります。

※各クラスを担当する職員の配置基準は次のとおりです。

- 0歳児 園児 3人：保育士1人
- 1・2歳児 園児 6人：保育士1人
- 3歳児 園児15人：保育教諭1人
- 4・5歳児 園児25人：保育教諭1人



## 《認定こども園の役割》

幼保連携型認定こども園では、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育保育要領に基づき、0歳から5歳までのお子さまをお預かりし、心身の状況等に応じて教育・保育課程を定め、年齢別カリキュラムに沿った教育・保育を行います。

### 1. 生活の場として

家庭的なくつろいだ雰囲気の中で、一人一人の要求を満たしながら、安全に安心して生活できるよう見守り、人間形成の基礎作りをします。

### 2. 幼児教育の場として

子どもの発達段階にふさわしい多様な遊び・体験を通して自立と協同の態度を培い、「生きる力」の基礎を育みます。

小学校との連携をもった教育活動を行い、学童期への滑らかな接続を図ります。

### 3. 家庭・地域との連携

教育・保育活動を進めていくためには、園・家庭・地域がそれぞれの役割を果たしながら連携していくことが大切です。ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

\*家庭との連携方法；園だより、クラスだより、連絡ノート、保育参観、個別懇談、育児相談、電話相談 その他

## 《教育・保育目標》

園では、次の目標を掲げ、職員一丸となって保育にあたります。

#### 【教育・保育の理念】

子ども一人一人を大切にし、生きる力の基礎を育み、地域の子育て支援の核として乳幼児保育の充実をめざす。

#### 【教育・保育の目標】

[ 伊佐を愛し、たくましく育つ子ども ]

- 気持ちのいい挨拶のできる子ども
- 心身ともに健康でいきいきと活動できる子ども
- 自分で考えて行動し、意欲的に取り組む子ども
- 人や物・自然・ふるさとを大切にし、やさしく思いやりをもつ子ども
- 人の話を聞き、自分の思いや感じたことを表現できる子ども

養父市子育てスローガン

『手をつなぎ 笑顔あふれる 育ち合い』

## 《開園日と開園時間》

### 1. 休園日

#### 1号認定の子ども

- (1) 土曜日、日曜日、祝日
- (2) 春季休業日 3月21日から4月4日まで
- (3) 夏季休業日 7月21日から8月24日まで
- (4) 冬季休業日 12月25日から翌年1月6日まで



#### 2・3号認定の子ども

- (1) 日曜日、祝日
- (2) 年末年始 12月29日から翌年1月3日まで

上記のほかに子どもの安全が確保できないと判断した場合は、臨時休園することもあります。

### 2. 開園時間 (7:30~19:00)

各認定区分における利用時間は、次のとおりです。

1号認定	8:00~14:00
2・3号認定 (保育短時間)	8:00~16:00
2・3号認定 (保育標準時間)	7:30~18:30

### 3. 令和7年度入園式 4月7日(月) 午前9時45分 開式予定

## 《準備物》

### 1. 服装

毎日、制服(2歳以上)と黄色の安全帽子(2歳以上)で登園します。こども園は元気いっぱい活動するところです。動きやすく、着脱しやすく、汚れを気にせず遊べる服装が好ましいです。なお、下記のものはなるべく避けてくださるよう、ご理解をお願いします。

- \*危険と思われるもの：袖や裾の長いもの、ヒモ・フード・フリルのついたもの
- \*活動の妨げになるもの：ワイドパンツ・スカートやズボン付きパンツ
- \*集中できにくいもの：大きなキャラクターのついたもの

### 2. 持ち物

準備していただくものは別紙の通りです。5歳児は、エプロンと三角巾もお願いします。  
(巾着袋に入れてください。)

### 3. 名前

お忙しいこととは思いますが、衣類や持ち物にはすべて名前かマークの記入をお願いします。園には同じものがたくさんあります。また、子どもたちに物の大切さを知らせる為にも名前の記入は大切です。

## 《各種手続きと利用料》

### 1. 利用の変更及び終了等

利用中に認定区分や利用時間の変更、退園をされる場合など利用の仕方の変更を希望される場合は、手続きが必要です。なお認定内容は、市から送付される「支給認定証」でご確認ください。

#### (1) 変更（教育・保育給付認定変更申請書）

○保護者の変更 ○住所の変更 ○認定区分の変更（1号認定⇔2号認定） ○保育必要量の変更（保育短時間⇔保育標準時間） ○保育が必要な事由の変更（就労→妊娠出産など） ○その他（勤務先の変更・緊急連絡先の変更など）

#### (2) 退園（退園届）※入園承諾期間満了による場合もご提出ください。

#### (3) 転園

○市内で転園する場合（教育・保育給付認定変更申請書）

○他市町村の園に転園する場合（教育・保育給付認定申請書兼入園申込書）

（利用変更等に関することは、子育て応援課 079-664-0315）

### 2. 預かり保育・延長保育

各認定区分における利用時間以外の利用の場合は、預かり保育・延長保育となります。

希望される方は、別途申請が必要です。

預かり保育・延長保育の利用料は、次のとおりです。

	7:30	8:00	14:00	16:00	18:30	19:00
1号			通常の利用時間 <sup>注1</sup>	預かり保育 <sup>注2</sup> (500円)		
2・3号 (短時間)	延長保育 (無償)		通常の利用時間 <sup>注1</sup>	延長保育 (無償)		
2・3号 (標準時間)			通常の利用時間 <sup>注1</sup>	延長保育 (無償)		

注1) 教育時間は、9時30分から14時00分まで

注2) 土曜日や長期休業日に利用する場合の利用料

- ① 通常の利用時間（14:00まで）：800円（給食費込）
- ② 給食なしの半日（午前または、午後のみ）：500円
- ③ 午前中から通常の利用時間を超えて利用：1,300円（800円+500円）

### 3. 送迎バス

送迎バスを利用できるのは、入園し、満年齢が1歳6ヶ月以上のお子さんです。利用される方は申込書の提出をお願いします。利用料は無料です。

＊午前6時の時点で、養父市に警報発令の場合、その日は運休となります。また、午前6時よりバス出発までに警報発令の場合でも状況により運休する場合がありますのでご了承ください。

乗り降りの際はお子さんと手をしっかりとつなぎ、バスが停車・発車し離れるまではその場で待つようお願いします。こども園バスが安全第一で運行できますよう、ご協力をよろしくお願い致します。バス停にお迎えのない場合は、降車せずに園に戻ります。

道路状況や乗車人数により、運行時間がずれることもありますがお含みおきください。

#### 4. その他、実費徴収

##### (1) 保護者会費（月額 400 円）

保護者会より集金されます。前期・後期と年2回集金

##### (2) 絵本代（月額 460 円）

個人用月刊絵本を購入し、毎日の読み聞かせを大切にしながら保育を行います。絵本は月末に持ち帰ります。

##### (3) 災害共済掛金（年額 170 円）※保護者会費より支払い

日本スポーツ振興センターの災害共済に加入します。給付内容は、後段に記載があります。

##### (4) 副食費（養父市外在住のみ）

養父市外在住のみ、1号認定児：月額 2,500 円 2号認定児：月額 3,200 円

毎月指定日に指定口座より引き落としまたは、納付書を送付いたします。滞納にならないよう、ご注意ください。1号認定児の8月分は徴収しません。

### 《病気やケガ、災害時、その他の対応》

#### 1. 体調がよくない時

毎朝、お子さんの体調をよく見ていただき、普段と様子が違うなどと思われる時は、連絡ノートでお知らせください。お休みされる時は、8時30分までに連絡をお願いします。

登園時の視診・触診で異常を見つけた場合・保育中、発熱や体調がすぐれない場合・事故でケガをした場合は、連絡させていただきます。症状や事故の状況により園の判断で救急搬送を行う場合がありますのでご了承ください。

\*「はやね はやおき あさごはん」：楽しく元気に過ごすための基本です。家庭での生活リズムを整えておきましょう。

#### 2. 投 薬

薬を飲ませることは医療行為であり、原則、園では行えません。

やむをえず薬持参で登園する場合は、当日分のみお子さんの名前を書いて、「投薬依頼書」と共に袋に入れ、職員に手渡してください。なお、薬は診察した医師が処方したものに限りです。

#### 3. 伝染性の疾患

学校保健法により、伝染性の疾患にかかった時は、医師の許可が出るまでは登園できません。

園では、大勢の子どもたちが集団生活をしているため、「うつさない」「もらわない」生活を心がけています。保護者の皆様のご協力、お願いいたします。

\*出席停止：新型コロナウイルス感染症 インフルエンザ、麻疹、耳下腺炎、風疹、水痘  
流行性結膜炎 など → 直ちに連絡をお願いします。

#### 4. アレルギーについて

アレルギーのあるお子さんについては、園に申し出てください。

特に、食物アレルギーのあるお子さんについては、給食等における飲食物の提供において、**アレルギー食物の完全除去（代替食の提供は行いません）**の対応となり、別途手続きが必要となります。

## 5. 緊急時における対策

園での事件や事故、また気象警報が発表された場合など緊急の事案が発生した場合には、下記の関係機関と連携をとり、安全かつ速やかに対応できるよう、日ごろから防犯訓練・避難訓練等に取り組んでいます。

なお、緊急時には必要に応じて保護者へ連絡し、お迎え等を依頼する場合があります。

機 関 名	電 話 番 号
兵庫警察養父警察センター	662-0110
南但消防本部養父消防署	662-0119
公立八鹿病院	662-5555
朝来健康福祉事務所	672-6869
養父市教育委員会こども学び課	664-1627

※情報配信システムへの登録をお願いいたします。（登録方法は、別紙参照）

## 6. 保険の加入状況

園での不慮の災害に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センターと災害共済給付契約を結んでいます。

この災害共済給付は、園の管理下においてお子さんが災害に遭った場合、その治療費や見舞金の給付を保護者の皆様に対して行うものです。給付の対象となる災害の範囲と給付金額は、下表のとおりです。

災害の種類	災 害 の 範 囲	給付金額（限度額）	
負 傷	療養に要する費用の額が5,000円以上のも	医療保険並の療養に要する費用の額の4/10	
疾 病	療養に要する費用の額が5,000円以上のも のうち、文部科学省令で定めるもの		
障がい	負傷又は上欄の疾病が治った後に残った障がい	4,000万円～88万円	
死 亡	上欄に起因する死亡	3,000万円	
	突然死	運動などの行為に起因する突然死	3,000万円
		運動などの行為と関連のない突然死	1,500万円

※災害の状況により上記の給付金額が適用されない場合があります。

※乳幼児医療助成を受けた場合は、その限度額において給付が受けられません。

## 7. 要望・相談等の受付

要望・相談等を受け付けた場合には、その内容を記録したうえで、適切に対応し、改善を図るよう努めます。なお、園に対する要望・相談の体制は下記のとおりです。

(1) 窓口及び担当職員 園長・主幹保育教諭もしくは、こども学び課（TEL：664-1627）

(2) 方 法 電話もしくは、直接お声掛けいただくか、  
園に設置の意見箱にご投函ください。

## 8. 虐待防止のための措置

教育・保育の提供中に、職員又は保護者等による虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、児童相談所（県）・こども育成課（市）等適切な機関に通告します。

## 9. 守秘義務及び個人情報の取り扱い

教育・保育の提供にあたって、職員及び職員であった者が知り得た個人情報や秘密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。

### 《行 事》

#### 保護者の参加をお願いする行事

- ◇入園式（新入園児）
- ◇進級式（5歳児）
- ◇保育参観
- ◇保護者会総会
- ◇奉仕作業
- ◇個別懇談（育児相談）
- ◇夏の集い
- ◇ふれあい運動会
- ◇オープン保育参観
- ◇キッズキッチン（5歳児）
- ◇餅つき（4歳児祖父母参観）
- ◇春をよぶ集い（発表会）
- ◇入園進級説明会
- ◇体験入園
- ◇卒園式

#### 園児と職員とで行う行事

##### 【毎月行う行事】

- ◇お楽しみ会
- ◇身体測定
- ◇避難訓練

##### 【年間に行う行事】

- ◇内科・歯科検診
- ◇尿検査
- ◇交通安全教室
- ◇歯の健康教室
- ◇七夕まつり
- ◇プール開き
- ◇お月見会
- ◇芋掘り
- ◇秋の遠足
- ◇就学時健康診断（5歳児）
- ◇クリスマス会
- ◇老人交流会
- ◇豆まき                      ◇ひなまつり
- ◇お別れ遠足                ◇お別れ会



子どもたちにとって家族とのふれあう時間はとても大切です。ゆっくりかかわり、一緒に遊び、家族の一員としてお手伝いをしてもらうことも大切です。

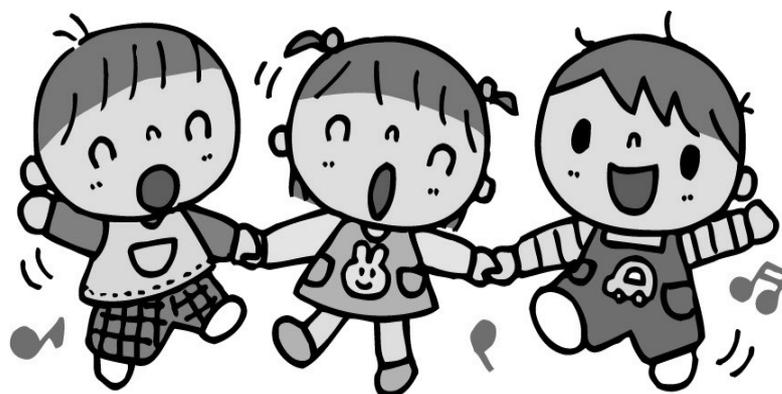
特に乳児期は人として大切な「親子の愛着関係・信頼関係」を築き、深める大切な時期です。また、親子の絆を育む重要な時期でもあります。子どもたちはお迎えを心待ちにしています。お勤めが終わられましたら、大切なお子様と今しか取れない時間を持ちましょう。



令和7年度

# 入園のしおり

(重要事項説明書)



養父市立伊佐こども園